

## 第1条（目的）

この規約は、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図るため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの認定等に関し必要な事項を定めることを目的とします。

## 第2条（宣言企業の認定の申請）

- 1 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業の認定を受けようとする企業又は団体（以下「申請企業」といいます。）は、別記様式第1-1号により、申請書を作成し、自転車活用推進官民連携協議会（以下「協議会」といいます。）を經由して自転車活用推進本部長に提出し、自転車活用推進本部長からその認定を受けることができます。
- 2 申請企業は次に掲げる要件を満たさなければなりません。
  - （1）2人以上の従業員がいること
  - （2）日本に所在の企業又は団体であること（事業所単位でも申請可）
  - （3）自転車通勤を認めていること
- 3 申請企業は、第1項の宣言企業の認定の申請に際し、申請書のほか、様式第1-2号により、以下に掲げる自転車通勤の推進のために実施している取組を記載した「認定基準確認書」を提出しなければなりません。
  - （1）企業・団体又は従業員による自転車通勤のための駐輪場の確保に関する取組
  - （2）自転車で通勤する従業員向けの安全教育に関する取組
  - （3）自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等の加入に関する取組
- 4 申請企業は、第1項の宣言企業の認定の申請に際し、次に掲げる資料を添付しなければなりません。
  - （1）会社の所在地、従業員数が明示された会社案内又は会社概要
  - （2）自転車通勤を認めていることを明示した社内規程・規約・規則等（複数事業所がある企業又は団体が全社単位で申請する場合、全社で自転車通勤を認めていることを明示した社内規程・規約・規則等の資料が必要です。）
  - （3）自転車の利用に関する取組の実施状況を示す資料
    - ①企業又は団体により従業員が利用する駐輪場を確保する、または従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを示す資料
    - ②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施していることを示す「安全教育実施証明書」（様式第1-3号）
    - ③自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けてい

ることを示す資料

- (4) 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないことを示す「誓約書」(様式第1-4号)
- 5 申請企業は、様式第2号により、第2条第1項の認定の申請の撤回について、協議会を経由して自転車活用推進本部長へ届け出ることができます。
- 6 自転車活用推進本部長は、申請企業を随時募集するものとします。

### 第3条(宣言企業の認定等)

- 1 自転車活用推進本部長は、前条による認定の申請があった場合において、以下の(1)～(3)の項目をすべて満たしている企業又は団体を、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業(以下「宣言企業」といいます。)に認定をするものとします。
  - (1) 自転車通勤を認めていること
  - (2) 以下の①～③の自転車に関する取組を行っていること
    - ①企業又は団体又は従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保している
    - ②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施している
    - ③自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けている
  - (3) 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないこと

### 第4条(優良企業の認定等)

- 1 自転車活用推進本部長は、宣言企業について、次に掲げる要件に該当すると認められるときは、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの優良企業(以下「優良企業」といいます。)である旨の認定をすることができます。
  - (1) 自転車通勤を実施する従業員が100名以上、又は全従業員に占める割合が2割以上であること。
  - (2) 以下の1)～4)の取組事項のうち1つ以上の要件を満たし、かつ、独自の積極的な取組や地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企業又は団体と認められるもの。
    - 1) 自転車の定期的な点検整備を義務付けていること
    - 2) 自転車の盗難対策を義務付けていること
    - 3) 自転車通勤時のヘルメット着用を義務付けていること
    - 4) その他、第2条第4項(3)で示す宣言企業の認定基準①～③、上記1)～3)以外の取組を実施していること
  - (3) 優良企業の取組が、自転車の活用の推進に寄与するものであること。
  - (4) 申請した日又はその後において第9条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- 2 宣言企業は、随時、前項に掲げる優良企業の認定の要件に係る自転車通勤の推進に関する取組について、協議会を経由して自転車活用推進本部長へ提供することができます。

3 自転車活用推進本部長は、原則として年1回優良企業を認定するものとします。

#### 第5条（ロゴマークの使用）

第3条の認定を受けた宣言企業は、『『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト認定ロゴマーク使用規約』に従い、宣言企業認定ロゴマークを、第4条の認定を受けた優良企業は優良企業認定ロゴマークを有効期間内に限り使用することができます。

#### 第6条（変更の届出）

宣言企業又は優良企業は、その名称及び所在地等を変更した場合や担当者を変更した場合は、遅滞なく、様式第3号により、協議会を経由して自転車活用推進本部長に届け出なければなりません。

#### 第7条（認定の有効期間等）

- 1 宣言企業の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とします。
- 2 前項の有効期間は、その満了の際、第2条の申請により更新することができます。
- 3 優良企業の有効期間は、当該優良企業の宣言企業に係る有効期間の満了の日までとします。
- 4 優良企業は、更新の申請の際、自転車通勤の推進の取組に関する情報について、協議会を経由して自転車活用推進本部長へ提供し、優良企業に認定された際と同等かそれ以上に改善したと認められる場合に限り、第2項の申請により優良企業に係る認定が更新されます。なお、優良企業の認定の更新が認められない場合でも、宣言企業として認定される場合があります。
- 5 第2項及び第4項の更新の申請は、宣言企業又は優良企業の有効期間が満了する1ヶ月以上前までにおこなわれなければなりません。
- 6 第2項及び第4項の更新の申請が認められたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとします。
- 7 第2項及び第4項の更新の申請が第5項に定める期限までにあつた場合において、その認定の有効期間の満了の日までにその申請について認定又は不認定がされないときは、従前の認定は、その有効期間の満了後もその認定又は不認定がされるまでの間は、なお効力を有します。

#### 第8条（認定の撤回）

宣言企業及び優良企業は、その認定を撤回しようとするときは、様式第4号により、協議会を経由して自転車活用推進本部長にその旨を申請することができます。この場合、自転車活用推進本部長は、基本的にその申請を承認するものとします。

## 第9条（認定の取消し等）

1 次のいずれかに該当した場合には、宣言企業又は優良企業の認定を取り消すことがあります。

- （1）宣言企業又は優良企業の認定基準又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）優良企業が、自転車通勤の推進に関する積極的な取組が不十分であるため、第4条第1項の優良企業に係る認定基準を満たさなくなると認められたとき。
- （3）倒産等により第3条又は第4条に示す認定基準を満たす取組の実施が客観的に不可能となったとき。
- （4）宣言企業又は優良企業に認定した企業又は団体（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断するに至ったとき。
- （5）法令違反をしたとき。
- （6）合併その他の理由により、宣言企業又は優良企業が第3条第1項の基準に適合しないこととなったと認められるとき。

2 次に掲げる場合には、宣言企業又は優良企業に対する認定は、効力を失います。

- （1）宣言企業又は優良企業の認定の有効期限が経過したとき。
- （2）廃業、合併その他の理由により宣言企業又は優良企業が消滅したとき。
- （3）宣言企業又は優良企業が認定を撤回したとき。

## 附則

この規約は令和2年4月3日から施行します。